

# 石井ボランティアあすなる会会則

## 第1条 名称

この会は、石井ボランティアあすなる会（以下本会という）と称し、事務局は会長宅におく。

## 第2条 目的

本会は、ひとり暮らしの高齢者から子供達まで世代を越えた人たちが、明るく心豊かに暮らし、明日への生きがいを助ける仲間としてボランティア活動することを目的とする。

## 第3条 事業内容

- 1、ひとり暮らしの高齢者に配食サービス、生活用品の提供などの福祉活動をする。
- 2、少子高齢化が進み医療費が増大する厳しい時代を乗り切るために、自分の健康は自分で守るという自覚を持つことを促し、介護予防を推進し老人保健費、介護保険費の抑制に努める運動をする。
- 3、子育て支援事業に関するボランティア活動をする。

## 第3条 会員

本会の会員は、会の趣旨に賛同し、人のためにボランティア活動をすることにより、自分の才能を活かし、自分自身も輝かすことが出来る人であること。

## 第4条 役員

本会に次の役員を置く。

- |       |    |
|-------|----|
| 1、会長  | 1名 |
| 2、副会長 | 2名 |
| 3、会計  | 1名 |
| 4、監事  | 2名 |

## 第5条 役員の仕事

会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐する。会長不在の時は副会長がその職務を代行する。副会長が会計を兼務できる。監事は本会の庶務を取り扱い、事業を監査する。会計は経理を行う。

## 第6条 役員の任期

役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

## 第7条 役員の選出

本会の役員は、総会またはこれに代わる会によって出席者の過半数をもって選出する。

## 第8条 会計

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

## 第9条 会費

本会の会費は年額 1,000 円とする。

## 第10条 会計年度

会計年度は 4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第11条 細則

この会則に定めないことは役員協議によって別に定める。

付 則 この会則は平成17年4月1日より施行。